

○財務省告示第二百八十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年八月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百十回、第三百十一回、第三百十二回、第三百十三回及び第三百二十四回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十八回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十二回、第五十三回、第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十三回、第六十四回、第六十五回、第六十六回、第六十七回及び第六十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六	発	行	額
七	払	込	金
七	額	金	額
八	最	低	額
八	額	面	金
九	振	替	単
九	位	位	
十	一	発	行
十	一	行	行
十	一	価	格
十	一	日	

額面金額で四千九百九十一億円  
 五万八千四百四十五億六千五百十八円  
 振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。平成十七年八月二十四日  
 平成二十年八月二十四日  
 発行対象国債ごと、金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\left( \frac{100}{100} \right)^{\text{残存年数}}}{\left( \frac{100}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}} \times \text{残存年数}$$

十三  
 二  
 の経利  
 払過  
 込利  
 み子率

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、次の算  
 式により算出した金額とする。

各発行対象国債の額面金額の率前  
 各発行対象国債の発行日か、第十  
 行×各発行日翌日までの発行、  
 100×各期す利の発行日、  
 総額×支規定(日に、なる、  
 利回りに、回数、に、は、  
 口と、) / 365

(二)

発行時に、おいて、その利子  
 係る所得税が源泉徴収され、  
 にも、記載又は振替口座簿の中  
 口座に、記載又は振替口座簿の中  
 にも、記載又は振替口座簿の中

償還金の期限  
償還金の額  
償還金の額  
償還金の額

第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日

第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日

第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日  
第十号に規定する発行の日

（利付 二十年 五回） 国庫債券	（利付 二十年 三回） 国庫債券	（利付 二十年 八回） 国庫債券	（利付 二十年 二十回） 国庫債券	（利付 二十年 十三回） 国庫債券	（利付 二十年 十二回） 国庫債券	（利付 二十年 十一回） 国庫債券	（利付 二十年 十回） 国庫債券	名称及び記号
二・一%	二・一%	二・五%	〇・九%	一・三%	一・二%	〇・八%	一・〇%	利率（年）
平成三十三年三月二十八日	平成三十三年三月二十七日	平成三十三年三月二十二日	平成三十三年三月二十四日	平成三十三年三月二十三日	平成三十三年三月二十二日	平成三十三年三月二十二日	平成三十三年三月二十二日	償還期限
四億円	三十一億円	二千七百七十億円	三十四億円	六十億円	三十億円	千九百九十億円	千三百三十億円	（発行額 額面金額）

（別表）

十八 元利金支 日本銀行  
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込期日 平成二十七年八月二十四日

（利付） （第二回） （国庫債） （十年） （二十二年）	（利付） （第二回） （国庫債） （十年） （十七回）	（利付） （第二回） （国庫債） （十年） （十一回）	（利付） （第二回） （国庫債） （十年） （十回）	（利付） （第二回） （国庫債） （十年） （八回）	（利付） （第二回） （国庫債） （十年） （七回）
一・八%	二・一%	二・二%	二・一%	二・三%	二・二%
日年平 九成 月四 十二	日年平 三成 月四 十二	日年平 六成 月四 十一	日年平 三成 月四 十一	日年平 六成 月三 十八	日年平 三成 月三 十八
五十億 円	六十億 円	四百 五十 億 円	六十 七億 円	二億 円	四億 円